

東京海上日動社の **団体所得補償保険** 募集

新東京フォレスト医師協同組合
理事長 荒井 俊秀

全国団体割引 30%

団体所得補償保険(団体総合生活保険)のすすめ

拝啓 平素より組合事業をご支援いただき、心より御礼申し上げます。

開業医師が病気やケガで就業不能となりクリニックを休診(休業)してしまうことは、クリニック経営に大きなリスクとなります。事業収益が無くても発生する固定費(スタッフ給与等)の対策はお考えでしょうか。是非ご検討をお願い申し上げます。

敬具

<今回のご提案コンセプト>

1. 月額補償額が不足ではありませんか。

自院の平均固定費月額と先生ご自身の所得金額を含めて、現在の契約金額が少なくありませんか。

不足する月額補償を、追加で加入できないか……

⇒無事故返戻なし。てん補期間 180 日間、1年間、2年間の3パターンでご検討ください。

2. 60歳代から保険使用(就業不能)の頻度が多くなる

長期休業にも備えることができないか……

⇒てん補期間1年と年齢によりてん補期間2年の充実プランもあります。

別途、長期障害所得補償を追加で加入することもできます。

3. 入院しなくても 休業初日から 補償される所得補償保険。

コロナ感染による短日休診にも対応。

【ご参考】

所得補償保険に加入する際の**月額補償の考え方**

所得とは、「職業・職務によって得られる給与所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額*」を控除したものをいいます。

*事業主の場合は、就業不能となっても支出を免れない経費(従業員給与賃金・地代・家賃・医療機器リース代・諸会費等)は控除額に含みません。

当団体で月額補償 100 万円～150 万円の所得補償保険にご加入の先生が大半です。

しかし、月額固定費のみでこの金額をはるかに超えるケースが多いので、ぜひ自院の場合では保険金額をいくらで設定が妥当なのか、シュミレーションしてのご検討をお願いします。

固定費 ⇒ スタッフ給与、テナント賃料、医療機器リース料、その他

この案内は団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問合せください。

お問合せ先 (代理店)新東京フォレスト医師協同組合 事務局 TEL 03-3772-2156